



熊本県公報

第 1 2 6 5 6 号

平成 29 年 9 月 15 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定施術機関の指定…………… (社会福祉課) 1
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 2
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 4
- 道路の区域変更…………… (") 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の辞退…………… (障がい者支援課) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の変更の届出…………… (") 5
- 救急病院の認定…………… (医療政策課) 5
- 救急病院の認定…………… (") 6

公 告

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (") 7
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 8
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 8
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 8
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 8
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 9
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 10
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 11
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 12
- 公共測量の終了…………… (監理課) 13

登 載 依 頼

- 労働関係調整法第 10 条の規定に基づくあっせん員候補者…………… (労働委員会) 13
- 熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係熊本県公安委員会規則の整理に関する規則 (公安委員会) 14
- 熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う熊本県公安委員会関係告示の整理に関する告示 (") 15

告 示

熊本県告示第 8 1 9 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 1 4 4 号)第 5 5 条第 1 項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 3 0 号)第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。)の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

平成 2 9 年 9 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
市村 謙征	甲斐整骨院 甲斐整骨院山鹿院	合志市栄 2 1 2 7 - 1 4 1 山鹿市大橋通 2 0 1 番地	平成 2 8 年 1 2 月 7 日
上野 貴大	甲斐整骨院 甲斐整骨院山鹿院	合志市栄 2 1 2 7 - 1 4 1 山鹿市大橋通 2 0 1 番地	平成 2 8 年 1 2 月 7 日

五郎丸 辰美	甲斐整骨院 甲斐整骨院山鹿院	合志市栄 2 1 2 7 - 1 4 1 山鹿市大橋通 2 0 1 番地	平成 2 8 年 1 2 月 7 日
原田 菜摘	甲斐整骨院 甲斐整骨院山鹿院	合志市栄 2 1 2 7 - 1 4 1 山鹿市大橋通 2 0 1 番地	平成 2 8 年 1 2 月 7 日
渡邊 大	整骨院四季	玉名市繁根木 5 3 - 1	平成 2 9 年 3 月 1 4 日

(あん摩マッサージ指圧師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
窪田 謙次	訪問医療マッサージ KE i ROW 八代ス テーション	八代市萩原町二丁目 6 - 4 5	平成 2 9 年 3 月 1 0 日

(はり師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
窪田 謙二	訪問医療マッサージ KE i ROW 八代ス テーション	八代市萩原町二丁目 6 - 4 5	平成 2 9 年 3 月 1 0 日

(きゅう師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
窪田 謙二	訪問医療マッサージ KE i ROW 八代ス テーション	八代市萩原町二丁目 6 - 4 5	平成 2 9 年 3 月 1 0 日

熊本県告示第 8 2 0 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 9 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
目細-3	山都町長谷	別図 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 のとおり
目細-4	山都町長谷	別図 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 のとおり
稲生-3	山都町長谷	別図 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 のとおり
稲生-4	山都町長谷	別図 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
稲生-5	山都町長谷	別図 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
稲生-6	山都町長谷	別図 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
倉木山-7	山都町長谷	別図 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり

倉木山－8	山都町長谷	別図 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
倉木山－9	山都町長谷	別図 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
小倉－3	山都町高辻	別図 1 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 0 のとおり
小倉－4	山都町高辻	別図 1 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 1 のとおり
小倉－5	山都町高辻	別図 1 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 2 のとおり
小倉－6	山都町高辻	別図 1 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 3 のとおり
柳谷－3	山都町柳	別図 1 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 4 のとおり
猿丸 2－3	山都町柳	別図 1 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 5 のとおり
埋立 2－3	山都町柳	別図 1 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 6 のとおり
梶原 3－3	山都町伊勢	別図 1 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 7 のとおり
梶原 3－4	山都町伊勢	別図 1 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 8 のとおり
梶原 3－5	山都町伊勢	別図 1 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 9 のとおり
梶原 3－6	山都町伊勢	別図 2 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 0 のとおり
旅草 2－3	山都町伊勢	別図 2 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 1 のとおり
旅草 2－4	山都町伊勢	別図 2 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 2 のとおり
旅草 2－5	山都町伊勢	別図 2 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 3 のとおり
野原 1－3	山都町東竹原	別図 2 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 4 のとおり
野原 2－3	山都町東竹原	別図 2 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 5 のとおり
平田 2－1	山都町大見口	別図 2 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 6 のとおり
目細 3－1	山都町長谷	別図 2 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 7 のとおり
大見口 3－1	山都町大見口	別図 2 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 8 のとおり

大見口 3-2	山都町大見口	別図 29 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 29 のとおり
百枝 (岩下 4) - 1	山都町大見口	別図 30 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 30 のとおり
稲生 1-3	山都町長谷	別図 31 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 31 のとおり
稲生 2-1	山都町長谷	別図 32 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 32 のとおり
稲生 2-2	山都町長谷	別図 33 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 33 のとおり
稲生 2-3	山都町長谷	別図 34 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 34 のとおり
下山 2-1	山都町下山	別図 35 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 35 のとおり
柳-1	山都町柳	別図 36 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 36 のとおり
早檜 (高畑 2) - 1	山都町高畑	別図 37 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 37 のとおり
玉目-1	山都町玉目	別図 38 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 38 のとおり
玉目-2	山都町玉目	別図 39 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 39 のとおり
玉目-3	山都町玉目	別図 40 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 40 のとおり

(別図 1 から別図 40 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県中央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 8 2 1 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 29 年 9 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 9 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	上天草市龍ヶ岳町高戸字北ノ迫 4164番2地先から 同所 4266番1地先まで	84.0	活力基盤 改築

2 供用を開始する期日 平成 29 年 9 月 15 日

熊本県告示第 8 2 2 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 29 年 9 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 9 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	325号	菊池市大字森北字地藏ノ上 1459番1地先から 菊池市大字森北字迫畑 1089番1地先まで	前	11.7 ～ 33.3	1206.5	活力基盤改築
			後	24.7 ～ 70.8		

2 区域を変更する期日 平成29年9月15日

熊本県告示第823号

次のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成29年9月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	辞退年月日
岡東調剤薬局 天草市久玉町5704番地5	平成27年11月1日

熊本県告示第824号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成29年9月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

（育成医療・更生医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
ファークロス薬局多良木いちご	医療機関の名称	多良木いちご薬局	ファークロス薬局多良木いちご	平成29年8月1日

熊本県告示第825号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年9月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

名称	所在地	認定期間
医療法人社団藤浪会整形外科井上病院	熊本市中央区本荘町644番地	平成29年8月22日から 平成32年8月21日まで
医療法人社団如水会嶋田病院	熊本市中央区練兵町24番地	平成29年8月22日から 平成32年8月21日まで
医療法人起生会表参道吉田病院	熊本市中央区北千反畑町2番5号	平成29年8月22日から 平成32年8月21日まで
医療法人金澤会青磁野リハビリテーション病院	熊本市西区島崎二丁目22番15号	平成29年8月22日から 平成32年8月21日まで
医療法人博光会御幸病院	熊本市南区御幸笛田六丁目7番40号	平成29年8月22日から 平成32年8月21日まで
医療法人桜十字桜十字病院	熊本市南区御幸木部一丁目1番1号	平成29年8月22日から 平成32年8月21日まで
医療法人清和会平成とうや病院	熊本市南区出仲間八丁目2番15号	平成29年8月22日から 平成32年8月21日まで
医療法人杏和会城南病院	熊本市南区城南町舞原無番地	平成29年8月22日から 平成32年8月21日まで

医療法人祐基会帯山中央病院	熊本市中央区帯山四丁目5番18号	平成29年8月27日から 平成32年8月26日まで
熊本市立植木病院	熊本市北区植木町岩野285番地29	平成29年9月8日から 平成32年9月7日まで

熊本県告示第826号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。
平成29年9月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
医療法人春水会山鹿中央病院	山鹿市山鹿1000番地	平成29年9月8日から 平成32年9月7日まで

公 告**熊本県公告第527号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。
平成29年9月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
人吉市鬼木町字善生院605番1、同605番2、同606番1、同606番3、同606番4、同606番5、同607番1及び同字北田1014番1、同1014番2の一部、同1014番3、同1014番4及び水路の一部
3,945.61平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
第一福岡ビルS館4階
株式会社コスモス薬品

熊本県公告第528号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成29年9月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上島字皆本1138番1、同1142番、同1143番1、同1143番4、同1143番5、同1144番1、同1144番2及び水路の一部
3,056.57平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区水前寺一丁目22番18号
株式会社タウン開発

熊本県公告第529号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。
平成29年9月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
黒潮市場益城店
上益城郡益城町大字惣領1415番地
- 変更した事項
 - 大規模小売店舗を設置する者の名称
（変更前） 合資会社熊本製綿所 代表社員 吉本 貞幸
（変更後） 株式会社熊本製綿所 代表取締役 吉本 貞幸
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社黒潮市場 代表取締役 緒方 達郎 熊本市北区楠七丁目 8 番 1 0 号	株式会社黒潮市場 代表取締役 立丸 祐一 熊本市西区八島町 7 2 8 番地 3 2
株式会社セブンイレブン・ジャパン 代表取締役 鈴木 敏文 東京都千代田区二番町 8 番 8 号	株式会社セブンイレブン・ジャパン 代表取締役 古屋 一樹 東京都千代田区二番町 8 番 8 号
株式会社古荘本店 代表取締役 古荘 善啓 熊本市中央区古川町 1 3	退店
有限会社ララ 代表取締役 酒本 千佳子 熊本市中央区国府三丁目 8 番 5 号	退店
有限会社長寿庵 代表取締役 足立 善弘 熊本市西区春日四丁目 3 9 番 8 0 号	退店
株式会社同仁堂 代表取締役 上野 景昭 熊本市中央区上通町 2 番 7 号	退店
出店	株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈 広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 1 4 号

- 3 変更の年月日
 2 の(1) 平成 1 9 年 7 月 1 日
 2 の(2) 平成 2 8 年 1 1 月 4 日
- 4 届出年月日
 平成 2 9 年 8 月 2 8 日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局総務振興課
 平成 2 9 年 9 月 1 5 日から平成 3 0 年 1 月 1 5 日まで

熊本県公告第 5 3 0 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 2 9 年 9 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 黒潮市場益城店
 上益城郡益城町大字惣領 1 4 1 5 番地
- 2 変更しようとする事項の概要
- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の位置及び収容台数
 (変更前) 建物敷地内 1 1 3 台
 (変更後) 建物敷地内 9 0 台
- イ 駐輪場の位置
 (変更前) A 棟北側及び C 棟北側
 (変更後) A 棟北側及び C 棟北側
- ウ 荷さばき施設の位置及び面積
 (変更前) 荷さばき施設 No. 1 A 棟南側 1 6 0 平方メートル
 荷さばき施設 No. 2 B 棟南側 4 9 平方メートル
 合計 2 0 9 平方メートル
 (変更後) 荷さばき施設 No. 1 A 棟南側 1 3 0 . 2 平方メートル
 荷さばき施設 No. 2 B 棟南側 4 9 平方メートル
 荷さばき施設 No. 3 A 棟北西側 3 0 平方メートル
 合計 2 0 9 . 2 平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 (変更前) 廃棄物等保管施設 No. 1 A 棟南側 2 3 立方メートル
 廃棄物等保管施設 No. 2 A 棟南側 1 2 立方メートル
 廃棄物等保管施設 No. 3 B 棟南側 5 立方メートル
 合計 4 0 立方メートル
 (変更後) 廃棄物等保管施設 No. 1 A 棟内南側 3 6 . 5 4 立方メートル

廃棄物等保管施設 No. 2 B棟南側 5立方メートル
合計 41.54立方メートル

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 荷さばき施設 No. 1 24時間
荷さばき施設 No. 2 午前6時から午後10時まで
(変更後) 荷さばき施設 No. 1 午前6時から午後10時まで
荷さばき施設 No. 2 午前6時から午後10時まで
荷さばき施設 No. 3 午後11時から午前8時まで

- (3) 変更の年月日
2の(1)のア 平成30年4月29日
2の(1)のイ、ウ、エ及び(2) 平成29年11月1日

- 3 届出年月日 平成29年8月28日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局総務振興課
平成29年9月15日から平成30年1月15日まで

熊本県公告第531号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成29年9月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 上益城郡御船町大字陣1366番地
- 2 築造者の氏名 緑川砂利株式会社
- 3 道路の位置 上益城郡御船町大字滝川字金堀1855番4
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 32.80メートル
- 6 指定年月日 平成29年8月22日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第84号

熊本県公告第532号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
平成29年9月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1445号	魚かす粉末	魚粉	窒素全量： 7.0 りん酸全量： 7.0	該当なし	有限会社陽商店 熊本県上益城郡山都町長崎771番地	平成35年9月1日

熊本県公告第533号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成29年9月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
(2-4工区)
宇土市花園台町花園台433番210の一部及び同433番211の一部
8,011.98平方メートル
(2-5工区)
宇土市花園台町花園台433番1、同433番210の一部、同673番25、同817番7及び同817番8
16,755.49平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区水前寺六丁目44-11
ひのくにレイクサイド開発企業体

熊本県公告第534号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 29 年 9 月 15 日から同月 28 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 29 年 9 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
本田 二男	阿蘇市乙姫	阿蘇市乙姫字口ノ森下 4 番ほか 9 筆
本田 二男	阿蘇市乙姫	阿蘇市乙姫字下山ノ下 7 4 1 番ほか 2 筆
河瀬 康雄	阿蘇市永草	阿蘇市小野田字三反田 1 1 9 番ほか 7 0 筆
佐藤 哲治	阿蘇市狩尾	阿蘇市狩尾字中無田 5 7 番 1 ほか 3 4 筆
佐藤 哲治	阿蘇市狩尾	阿蘇市狩尾字中山崎 8 2 9 番 2
柳川 栄一	阿蘇市跡ヶ瀬	阿蘇市跡ヶ瀬字前田 2 1 7 番
柳川 栄一	阿蘇市跡ヶ瀬	阿蘇市跡ヶ瀬字中上向 1 0 4 番 2 ほか 4 筆
高藤 俊輔	阿蘇市永草	阿蘇市永草字堀 1 6 9 9 番ほか 1 筆
中川 泰志	阿蘇市狩尾	阿蘇市三久保字九間屋 5 8 9 番 1 ほか 1 1 筆
中川 泰志	阿蘇市狩尾	阿蘇市狩尾字中無田 9 番ほか 1 筆
農事組合法人天草 営農組合	天草市下浦町	天草市下浦町字上小手 5 8 0 1 番 2
農事組合法人天草 営農組合	天草市下浦町	天草市下浦町字葎ノ口 3 2 8 1 番 2 1 6
農事組合法人本町 営農組合	天草市本町本	天草市本町本字上ノ原 1 8 2 9 番 3 ほか 3 筆
農事組合法人本町 営農組合	天草市本町本	天草市本町本字二又 8 3 0 3 番 1 ほか 1 筆
農事組合法人一町 田下	天草市河浦町久留	天草市河浦町白木河内字白木新田 6 3 番 1

2 申請年月日

平成 29 年 8 月 28 日

熊本県公告第 535 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 29 年 9 月 15 日から同月 28 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 29 年 9 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
友山 浩二	天草市河浦町白木河内	天草市河浦町白木河内字白木新田 1 1 2 番 2
中元 亀	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字荒新開 5 2 0 7 番 2 2 3
山下 昭次	天草市新和町大宮地	天草市新和町大宮地字中鶴 4 2 3 0 番 1 ほか 1 筆
新和パレット合同 会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字春田 6 4 8 番 1 ほか 5 筆
岩下 龍志	天草市天草町高浜南	天草市天草町高浜北字入角 5 5 7 1 番ほか 1 筆
農事組合法人一町 田下	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字浦ヶ崎 4 1 1 8 番ほか 1 筆

農事組合法人本町 営農組合	天草市本町本	天草市本町本字瀧井手 3 3 9 3 番 4
岡部 誠喜	天草市本町新休	天草市本町新休字野田 6 5 0 番ほか 2 筆
鏡 幸一	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字釜 3 0 3 1 番 2 0
農事組合法人あま くさ夢有ランド	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字釜 3 0 5 5 番 1 8 ほか 1 筆
農事組合法人あま くさ夢有ランド	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字大坪 3 1 5 7 番 1
山下 正志	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字大浦 9 0 9 4 番ほ か 2 筆 〔一時利用地 天草市新和町小宮地字大浦 1 0 番ほか 1 筆〕
山下 正志	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字大浦 9 0 9 8 番 〔一時利用地 天草市新和町小宮地字大浦 9 番〕
原田 義盛	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字石橋 9 0 2 7 番 1 ほか 2 筆 〔一時利用地 天草市新和町小宮地字石橋 2 2 番ほか 2 筆〕
荒木 修	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字石橋 9 0 3 5 番 2 ほか 1 筆 〔一時利用地 天草市新和町小宮地字石橋 2 5 番 2〕
原田 義春	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字鳶巣 8 5 3 2 番 〔一時利用地 天草市新和町小宮地字鳶巣 3 4 番〕
山下 康幸	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字浦 9 3 4 6 番 1 ほ か 3 筆 〔一時利用地 天草市新和町小宮地字浦 5 3 番〕
山下 節男	天草市本渡町広瀬	天草市新和町小宮地字大浦 9 0 8 6 番ほ か 1 筆 〔一時利用地 天草市新和町小宮地字大浦 1 4 番 2〕
松岡 秀司	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字中波江 9 4 9 2 番 1 ほか 1 4 筆 〔一時利用地 天草市新和町小宮地字中波江 6 6 番ほか 5 筆〕
福田 満	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字中波江 9 5 2 3 番 ほか 2 筆 〔一時利用地 天草市新和町小宮地字中波江 6 9 番〕
新和パレット合同 会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字浦 9 3 4 5 番 1 ほ か 6 5 筆 〔一時利用地 天草市新和町小宮地字浦 4 6 番ほか 3 3 筆〕

2 申請年月日
平成 2 9 年 8 月 3 1 日

熊本県公告第 5 3 6 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 9 月 1 5 日から同月 2 8 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 9 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
福田 榮一	荒尾市荒尾	荒尾市荒尾字七反坪 2 2 3 7 番 2 ほか 2 筆
上田 チヨメ	荒尾市荒尾	荒尾市荒尾字日焼 3 2 5 2 番 1 ほか 2 筆
垣田 吉穂	荒尾市荒尾	荒尾市荒尾字七反坪 2 2 3 3 番 3
上田 清史	荒尾市川登	荒尾市川登字後田 6 0 0 番 ほか 3 筆 一時利用地 荒尾市川登字丹蔵 1 6 番 2
末永 真一	玉名市横島町横島	玉名市横島町横島字廣牟田 4 1 番 2 ほか 2 筆
末永 真一	玉名市横島町横島	玉名市横島町横島字廣牟田 4 2 番 ほか 5 筆
末永 真一	玉名市横島町横島	玉名市横島町横島字廣牟田 4 9 番 1 ほか 5 筆
中山 義智	玉名市横島町横島	玉名市横島町横島字廣牟田 5 7 番
坂門 史啓	玉名市天水町小天	玉名市天水町小天字下古閑 1 8 2 5 番 ほか 5 筆
農事組合法人グリーンファーム上板楠	玉名郡和水町上板楠	玉名郡和水町上板楠字桑迫 1 5 0 1 番 ほか 1 5 筆 一時利用地 玉名郡和水町上板楠字桑迫 3 3 番 ほか 4 筆
有限会社デカノウ熊鹿	山鹿市鹿本町中川	山鹿市鹿本町中川字大善 2 9 2 1 番
農事組合法人川北夢百笑	山鹿市鹿本町中川	山鹿市鹿本町中川字栄田 2 4 4 1 番
農事組合法人川北夢百笑	山鹿市鹿本町中川	山鹿市鹿本町御宇田字水洗 7 0 1 番 ほか 1 筆
佐々 誠	菊池市七城町新古閑	菊池市木柑子字下辻 1 6 4 8 番 1 ほか 3 筆
ネットワーク大津株式会社	菊池郡大津町陣内	菊池郡大津町大字町字沖 6 2 2 番 ほか 1 筆
株式会社ワイエスファーム	菊池郡菊陽町津久礼	菊池郡菊陽町大字津久礼字鶴中 1 3 3 1 番
株式会社ワイエスファーム	菊池郡菊陽町津久礼	菊池郡菊陽町大字辛川字上石ケ迫 2 3 9 0 番
株式会社ワイエスファーム	菊池郡菊陽町津久礼	菊池郡菊陽町大字津久礼字松ノ本 6 9 0 番 1 ほか 4 筆

2 申請年月日
平成 2 9 年 9 月 4 日

熊本県公告第 5 3 7 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 9 月 1 5 日から同月 2 8 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 9 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
長元 浩	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字中波江 9 5 5 5 番 ほか 6 筆
川端 勇喜	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字杉ノ下 1 7 1 番 3
中元 矯	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字札ノ下 5 0 5 7 番 2 ほか 3 筆

中元 矯	天草市新和町小宮地	天草市新和町大宮地字轟 4 0 7 3 番ほか 2 筆
渡邊 邦友	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字白木 4 6 5 4 番 1 ほか 4 筆
竹本 亨	天草市新和町碓石	天草市新和町小宮地字中ノ手 2 0 7 7 番 1 ほか 7 筆
野崎 幸雄	天草市新和町大宮地	天草市新和町大宮地字下釜 4 8 4 7 番 3
尾田 宏人	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字本浦 4 2 番 1 1 ほか 2 筆
荒木 積	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字赤崎 9 6 9 8 番ほか 1 筆
横山 浩	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字小平 3 6 9 0 番 1
横山 浩	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字小平 3 6 8 5 番 1 ほか 1 1 筆
佐々木 克巳	天草市新和町小宮地	天草市新和町大宮地字宮ノ前 4 5 6 3 番ほか 2 2 筆
畑中 五男	天草市新和町小宮地	天草市新和町大宮地字宮ノ前 4 6 2 4 番 2 ほか 2 6 筆
畑中 五男	天草市新和町小宮地	天草市新和町大宮地字上釜 4 7 4 1 番ほか 3 筆
川崎 眞志男	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字樋ノ口 4 7 5 5 番 2 ほか 2 筆
川崎 眞志男	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字土手附 1 3 7 番 1 3 1 ほか 5 0 筆
熊本部品株式会社	天草市楠浦町	天草市新和町小宮地字藏ノ前 3 4 1 番 2
大新牧場森岡畜産合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字寺中 6 0 5 7 番ほか 3 筆
大新牧場森岡畜産合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町大宮地字馬場 4 4 8 0 番 2 ほか 2 8 筆
農事組合法人楊貴妃の里しんわ	天草市新和町小宮地	天草市新和町大宮地字宮ノ前 4 6 2 9 番
農事組合法人楊貴妃の里しんわ	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字荒新開 5 2 0 8 番 1 5 3 ほか 5 1 筆
株式会社第八農園	天草市五和町御領	天草市新和町小宮地字荒新開 5 2 0 7 番 2 2 6 ほか 1 7 筆
株式会社第八農園	天草市五和町御領	天草市新和町小宮地字荒新開 5 2 0 7 番 2 1 7 ほか 8 3 筆
新和パレット合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字下木場 4 7 8 6 番ほか 2 7 筆
新和パレット合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字土手附 1 3 7 番 2 9 ほか 1 2 1 筆

2 申請年月日
平成 2 9 年 9 月 5 日

熊本県公告第 5 3 8 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 9 月 1 5 日から同月 2 8 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 9 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人アグリ吉野	八代郡氷川町高塚	八代郡氷川町野津字南小春 1 8 5 8 番
農事組合法人アグリ鹿島	八代郡氷川町島地	八代郡氷川町島地字四番割 3 5 4 番 3 ほか 5 筆

積本 敏雄	八代郡氷川町鹿島	八代郡氷川町鹿島字北割 1 5 6 1 番 4
農事組合法人野津南	八代郡氷川町野津	八代郡氷川町野津字北法道 8 7 8 番 1 ほか 1 2 筆
農事組合法人野津南	八代郡氷川町野津	八代郡氷川町野津字西早津 1 6 2 3 番 2 ほか 1 5 筆
起田 猛	八代郡氷川町野津	八代郡氷川町野津字東烏町 3 7 8 5 番 ほか 1 筆

2 申請年月日
平成 2 9 年 9 月 6 日

熊本県公告第 5 3 9 号

測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 3 9 条において準用する同法第 1 4 条第 2 項の規定により西日本高速道路株式会社九州支社熊本高速道路事務所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第 3 9 条において準用する同法第 1 4 条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 9 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（基準点測量）	平成 2 9 年 5 月 9 日から 平成 2 9 年 8 月 3 1 日まで	熊本市南区城南町東部

登載依頼

熊本県労働委員会告示第 2 号

労働関係調整法（昭和 2 1 年法律第 2 5 号）第 1 0 条の規定に基づくあっせん員候補者は、次のとおりである。

平成 2 9 年 9 月 1 5 日

熊本県労働委員会会長 原村 憲司

氏名	現職
原 村 憲 司	熊本県労働委員会会長
原 田 信 輔	弁護士 熊本県労働委員会会長代理
高 島 剛 一	弁護士 熊本県労働委員会公益委員
川 口 恵 子	弁護士 熊本県労働委員会公益委員
中 内 哲	尚絅大学短期大学部教授 熊本県労働委員会公益委員
梶 田 秀 治	熊本大学法学部教授 熊本県労働委員会労働者委員
友 田 孝 行	U A ゼンゼン熊本県支部支部長 熊本県労働委員会労働者委員
山 本 寛	電機連合熊本地方協議会議長 熊本県労働委員会労働者委員
佐々木 義 博	情報労連熊本県協議会議長 熊本県労働委員会労働者委員
森 田 ひろみ	連合熊本事務局局長 熊本県労働委員会労働者委員
筌 場 佳 江	自治労熊本県本部特別執行委員 熊本県労働委員会使用者委員
廣 川 俊 一	株式会社野田市電子人材ソリューション事業部顧問 熊本県労働委員会使用者委員
池 田 倫 子	肥銀ビジネス開発株式会社相談役 熊本県労働委員会使用者委員
加 島 裕 士	熊本県労働委員会使用者委員 特定医療法人佐藤会弓削病院常務理事
吉 田 順 一	熊本県労働委員会使用者委員 熊本県経営者協会専務理事
一 喜美男	株式会社 S Y S K E N 取締役営業本部長兼経営管理本部副本部長
中 島 洋 二	熊本県労働委員会事務局局長
石 元 光 弘	熊本県労働委員会事務局審査調整課長 熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課長

熊本県公安委員会規則第 1 4 号

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係熊本県公安委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。
平成 2 9 年 9 月 1 5 日

熊本県公安委員会委員長 高木 絹子

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係熊本県公安委員会規則の整理に関する規則

(熊本県警察署協議会に関する規則の一部改正)

第 1 条 熊本県警察署協議会に関する規則(平成 1 3 年熊本県公安委員会規則第 1 0 号)の一部を次のように改正する。

別表熊本北警察署協議会の項中「熊本北」を「熊本中央」に改める。

第 2 条 熊本県警察署協議会に関する規則の一部を次のように改正する。

別表熊本中央警察署協議会の項中「1 2 人」を「1 0 人」に改め、同表熊本東警察署協議会の項に次のように加える。

熊本北合志警察署協議会	1 2 人
-------------	-------

別表山鹿警察署協議会の項中「7 人」を「6 人」に改め、同表大津警察署協議会の項中「9 人」を「7 人」に改める。

(地域交通安全活動推進委員に関する規程の一部改正)

第 3 条 地域交通安全活動推進委員に関する規程(平成 3 年熊本県公安委員会規程第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 熊本北警察署管轄区域の項中「熊本北」を「熊本中央」に改める。

第 4 条 地域交通安全活動推進委員に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

地域交通安全活動推進委員の活動区域及び配置人員

活動区域	配置人員
熊本中央警察署管轄区域	20人
熊本南警察署管轄区域	29人
熊本東警察署管轄区域	24人
熊本北合志警察署管轄区域	22人
玉名警察署管轄区域	16人
荒尾警察署管轄区域	11人
山鹿警察署管轄区域	9人
菊池警察署管轄区域	10人
大津警察署管轄区域	9人
小国警察署管轄区域	3人
阿蘇警察署管轄区域	7人
高森警察署管轄区域	4人
御船警察署管轄区域	11人
山都警察署管轄区域	4人
宇城警察署管轄区域	16人
八代警察署管轄区域	22人
芦北警察署管轄区域	3人
水俣警察署管轄区域	6人
人吉警察署管轄区域	12人
多良木警察署管轄区域	8人
天草警察署管轄区域	14人
上天草警察署管轄区域	6人
牛深警察署管轄区域	4人
計	270人

附 則

(施行期日)

1 この規則中第 1 条及び第 3 条の規定は平成 2 9 年 1 0 月 1 日から、第 2 条及び第 4 条の規定は平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則第 1 条の規定の施行の際現にこの規則第 1 条の規定による改正前の熊本県警察署協議会に関する規則(以下「旧規則」という。)別表熊本北警察署協議会の委員である者は、この規則第 1 条の規定の施行の日、この規則第 1 条の規定による改正後の熊本県警察署協議会に関する規則別表熊本中央警察署協議会の委員として委嘱されたもの

